ケア用具ココロ運営規定

（事業の目的）

第１条　ゆうゆう株式会社が設置するケア用具ココロ（以下「事業所」という。）において実施する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては、要支援状態）の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]を貸与することにより、指定福祉用具貸与においては、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。（指定介護予防福祉用具貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。）

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

５　前４項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号)、[「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３５号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ケア用具　ココロ

（２）所在地　美馬市脇町野村４６３８－１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）専門相談員　２名（常勤　２名）

専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）を作成し、適切な福祉用具の選定、取り付け、調整等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、８月１３日から１５日、１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法及び取扱種目）

第６条　事業所で行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法は次のとおりとする。

（１）　指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）に基づき、福祉用具を適切に選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

（２）　指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

２　事業所において取扱う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の種目は次のとおりである。

１．車椅子
２．車椅子付属品
３．特殊寝台
４．特殊寝台付属品
５．床ずれ防止用具
６．体位変換器
７．手すり
８．スロープ
９．歩行器
１０．歩行補助つえ
１１．認知症老人徘徊感知機器
１２．移動用リフト
１３．自動排泄処理装置

（利用料等）

第７条　指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の１割又は２割又は３割の支払を受けるものとする。

２　指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の開始月又は中止月の利用期間が１月に満たない場合は、開始月における利用料については、月の１５日以前の場合については月額レンタル料の全額を１６日以降の場合については月額レンタル料の１／２を請求させていただきます。中止月における利用料については、解約日が月の１５日以前の場合については月額レンタル料の１／２を、１６日以降の場合については月額レンタル料の全額を請求させていただきます。

３　レンタル契約の開始月と中止月が同じ月内に行われた場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。

４　法定代理受領以外の利用料については、別添料金表の額とする。

５　指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
６　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
７　指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
８　法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、美馬市・美馬郡・三好市・三好郡・阿波市の区域とする。

（衛生管理等）
第９条　消毒殺菌保管は、パラマウントケアサービス株式会社・トーカイ株式会社・日建リース工業株式会社に全部を委託し、契約書を締結する。

（事故発生時の対応）
第１０条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
３　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）
第１１条　指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
２　事業所は、提供した指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　事業所は、提供した指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
（カスタマーハラスメントの防止）
第１２条　当事業所は、利用者又はその家族等からのハラスメント行為（身体的・精神的暴力、性的な言動、著しい迷惑行為等）により従業者の安全や尊厳が脅かされることのないよう、ハラスメントの発生を防止するための方針を明確にする。
２　従業者からハラスメントに関する相談があった場合、事業所は迅速かつ組織的に対応し、従業者の安全を確保する。

３　利用者又はその家族等によるハラスメント行為が是正されない場合、事業所はサービスの提供を一時停止、又は利用契約を解除することがある。また、悪質な事例については警察等関係機関と連携し厳正に対処する。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後３ヵ月以内

（２）継続研修　　年１回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に関する記録を整備し、サービス提供完結の日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はゆうゆう株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から一部変更する。

この規程は、令和８年１０月１日から一部施行する。